

安全保障理事会決議 2238 (2015)

2015年9月10日、安全保障理事会第7520回会合にて採択、

安全保障理事会は、

安保理決議 1970 (2011) およびリビアに関する全ての安保理のその後の諸決議を想起し、

リビアの主権、独立、領土保全および国家の統一に対する安保理の強い公約を再確認し、

武力紛争の全ての当事者に対し、文民を保護するためあらゆる適切な措置を講じることを求め、

武力紛争の当事者が、国際人道、人権および難民法の下で自らに適用可能な義務を厳格に遵守しなければならないことを想起し、

同国が直面している増加している課題に対するリビア人主導の政治的解決を促進する国際連合リビア支援ミッション (UNSMIL) および事務総長特別代表の現行の取組を歓迎しそして国民合意政府の形成を含む、リビアの政治的移行を完了することに向けたごく近い次の措置についての、国の主体性の原則に従った、合意の重要性を強調し、

国民合意政府および治安取極についての援助計画の必要性を認識し、

現在進行中の国連が促進した政治的対話へのリビアの代表者の大多数による2015年7月11日のモロッコの、スヒラットのリビア政治合意の頭文字による署名を歓迎し、この対話の会合を主催した支持する加盟国の貢献を認識し、そして民主的な移行を進め、国家機関を構築しまたリビアの再建を始めるために、選出された議会およびその他のリビアの政党の建設的な参加の必要性を強調し、

諸決議 1325 (2000) および 2122 (2013) を含む、関連する安全保障理事会諸決議に沿って、民主的移行、紛争解決および平和構築に関連するあらゆる活動への女性の完全、平等且つ効果的な参加を促し、そしてこれに関連して、現行の政治的対話の枠組の範囲内での女性の参加する会合を国際連合が

促進していることを歓迎し、

市民社会、部族の指導者、地方レベルでの停戦、捕虜交換および国内避難民の帰還という貢献を含む、国連が促進したリビアの政治対話およびその他の和平プロセスの経過において全ての参加者により為された取組を歓迎し、

イラクおよびレバントのイスラム国（ISIL）（ダーシュとしても知られている）への忠誠を宣言しているリビアにおけるテロリスト集団の増加している傾向およびその他のアル・カーイダと結びついているテロ集団およびそこで活動している個人の存在が継続していることに深刻な懸念をくり返し表明し、そしてリビア、近隣諸国および同地域における、彼らの存在の悪影響、暴力的な過激主義イデオロギーおよび甚だしい行動に深刻な懸念をさらにくり返し表明し、テロ行為により引き起こされた国際の平和および安全に対する脅威に、国際連合憲章および適用可能な国際的な人権、難民および人道法を含む、国際法に従って、あらゆる手段により闘う必要性を再確認し、そしてこれに関連して、決議 2161（2014）の下での義務を想起し、

リビアおよび同地域の安定を損なっている、リビアにおいて管理されていない武器および弾薬並びにテロリストや暴力的な過激主義集団への譲渡を含む、その拡散により与えられた脅威について深い懸念を表明し、そしてこれらの問題に対処するリビアおよび同地域に対する調整された国際的支援の重要性を強調し、

文民を標的とした攻撃に関与した者を含む、人権の違反または侵害若しくは国際人道法の違反に責任を有する者の責任を問うことの重要性を再確認し、

リビアにおける事態を国際刑事裁判所（ICC）の検察官に付託するという決議 1970（2011）における安保理決定を想起し、2014年12月10日付予審裁判部の決定に留意し、そしてまたリビアが、セイフ・アル・イスラム・カダフィを直ちに裁判所に引き渡すという2015年7月30日付の予審裁判部に対する検察官の要請に留意し、

諸決議 1970（2011）、1973（2011）、2009（2011）、2040（2012）、2095（2013）、2144（2014）、2146（2014）、2174（2014）、2213（2015）により課されそして修正された武器禁輸、渡航禁止、資産

凍結および違法な石油輸出に関する措置（当該措置）、および決議 1973（2011）の第 24 項により設立され諸決議 2040（2012）、2146（2014）および 2174（2014）により修正された専門家パネルの職務権限を決議 2213（2015）により 2016 年 4 月 30 日まで延長したことを更に想起し、

リビア当局に対し、給与、補助金およびリビア中央銀行からのその他の移転を含む、政府の歳入および歳出の透明性を増すための措置を実行し続けることを奨励し、そして支払の重複を根絶しそして支払の違法な迂回をしないように警戒するリビア当局の取組を歓迎し、またリビアの財政的資源の長期にわたる持続可能性を確保するこれに関連した更なる措置を奨励し、

国際人道法の関連諸規定および国際連合緊急人道支援指導原則を尊重する全ての当事者の必要性を強調し、

国際連合リビア支援ミッション（UNSMIL）に関する事務総長報告書（S/2015/624）に留意し、

その中で為された国連駐留の構成に関する勧告を含む、リビアにおける国連駐留の戦略的評価に関する事務総長特別報告書（S/2015/113）にもまた留意し、

決議 2144（2014）の第 14 項(d)に従って提出された専門家パネルの最終報告書（S/2015/128）およびその中に含まれた所見と勧告に留意し、

リビアにおける事態が国際の平和および安全に対する脅威を構成するという決議 2213（2015）における安保理の決定を想起し、

1. 即座のまた無条件の停戦を求め、現在進行中の政治的危機に対する軍事的解決はあり得ないことを強調し、そしてリビアにおける全ての当事者に対し、リビアの政治的合意を完成させるため UNSMIL と事務総長特別代表の取組と建設的に従事することを促す。

2. 国民合意政府の即座の形成および国連が促進したリビア政治対話を通したリビアを安定させるために必要な暫定的な治安取極に関する合意を求める。

3. 加盟国に対し、事務総長特別代表の取組を十分に支援することを求める。

4. 加盟国、特に同地域の、に対し、リビアにおける全ての当事者が国連が促進した対話に積極的に従事しそして功を奏す結果に向けて速やかに活動するように促し続けることを奨励する。

5. 文民および民間機関に対する暴力の使用および空港、国家機関並びにその他の重要な国の社会資本および自然資産に対する攻撃を含む、紛争の段階的拡大が続いていることを非難し、そして責任を有する者が責任を問われることを求める。

6. リビア南部におけるものを含む、武装集団間の暴力に起因する増加した緊張および文民の退去に安保理の深い懸念を表明し、そして全ての集団に対し、自制を働かせそして地方のまた国の和解活動に向けて活動することを促す。

7. リビア政府に対し、女性、子どもおよび脆弱な集団に属する人々のものを含む、人権を促進しまた保護すること、また国際法の下でのその義務を遵守することを求め、そして国際人道法の違反および性的暴力を含む人権違反と侵害に責任を有する者が責任を問われることを求める。

8. リビアの収容所における拷問および虐待並びに拷問による死の事例を非難し、リビア政府に対し、司法過程の加速、勾留者の国家当局への移送および人権の違反と侵害を防止し調査するため必要なあらゆる措置を講じることを求め、全てのリビアの当事者に対し、これに関連してリビア政府の取組と協力することを求め、外国国民を含む、リビアにおいて恣意的に逮捕されたかまたは勾留された全ての個人の直ぐの解放を求め、そしてアフリカの移民およびその他の外国国民のものを含む、リビアにおける全ての人々の人権を促進することや保護することについてのリビア政府の主要な責任を強調する。

9. リビアにおける事態が、リビア領域からのまたリビア領域を通った移民の密入国や人身取引により悪化させられていることに懸念を表明し、そしてとりわけリビア沿岸沖の、地中海における移民の密入国の最近の拡散およびそれにより生命を危険にさらすことに深刻な懸念を表明する。

10. リビア政府に対し、決議 1970 (2011) により要求されたように国際刑事裁判所および検察官と十分協力しそしてあらゆる必要な援助を提供することを求める。

11. リビアおよび地域国家に対し、リビアにおける事態の安定化を目的とした地域協力を促進すること、リビアまたは同地域の国家を不安定にする暴力あるいはその他の違法な若しくはテロの行為を計画し、資金を提供しまたは実行するため、旧リビア体制の勢力や暴力的過激主義集団またはテロリスト若しくはそのような国家がリビア領域を使用することを防止することを奨励し、そしてそのような協力は、地域の安定に役立つであろうことに留意する。

## 国際連合の職務権限

12. 事務総長特別代表の指導力の下で 2016 年 3 月 15 まで国際連合リビア支援ミッション (UNSMIL) の職務権限を延長し、そして国家の主体的取組の原則に十分に從って、統合された特別政治ミッションとしての UNSMIL が、国連が促進したリビア政治対話の安全保障の経過を通して、国民合意政府の形成および治安取極に向けたリビアの政治プロセスに対する支援について、仲介および周旋を通して、当面の優先事項として、焦点を絞るものとする、そして、更に、活動上のまた治安上の制約の範囲内で、以下のことを遂行するものとするを更に負託する。

- (i) 人権を監視することおよび報告すること；
- (ii) 野放しの兵器や関連物資を安全にすることおよびその拡散の対応に対する支援；
- (iii) 主要なリビアの機関に対する支援；
- (iv) 欠くことのできないサービスの提供のための、要請に基づく、支援、そして人道援助のまた人道原則に從った提供；
- (v) 国際援助の調整。

13. 事務総長が、合意のリビア人による履行および信頼醸成措置を、適切な場合にはまたその職務権限に從って、支援するためにまたは彼らが表明した必要性に対応することにおいて、すぐに UNSMIL の人員配置および活動を調整するために必要な柔軟性および機動性を維持し続けることを要請し、そして事務総長が、UNSMIL に対するそのような変化の前に本決議の第 15 項に基づいた彼の報告書の中で安全保障理事会に知らせ続けることを要請する。

## 制裁措置

14. 全ての加盟国に対し、上述の当該措置を完全且つ効果的に実施することを求め、そしてリビア政府に対し、関連する諸決議および国際連合憲章の下での自らの義務に従って、それらの当該措置をそれに応じて実施することを促す。

#### 報告および再検討

15. 事務総長に対し、少なくとも 60 日毎に本決議の実施について安全保障理事会に報告することを要請する。

16. 当該措置の強化、修正、停止または撤廃を含む、本決議に含まれた当該措置の妥当性を再検討する安保理の用意があること、またリビアにおける発展、とりわけ国連が促進した対話の成果、に照らして何時でも必要とされる場合には、UNSMIL の職務権限を再検討する安保理の用意があること、を確認する。

17. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。